

最低制限価格制度の見直しについて

1 建設工事

建設工事における最低制限価格（低入札価格調査制度対象工事においては調査基準価格）の基準価格の上限を「予定価格の90%」から「予定価格の92%」に、下限を「予定価格の70%」から「予定価格の75%」に改正します。

2 測量・建設コンサルタント等業務

測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格（低入札価格調査制度対象業務においては調査基準価格）の基準価格算定方法を、次のとおり改正します。

業務の種類	改正前	改正後
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費× 90%＋解析等調査業務費 ×80%＋諸経費×45%	直接調査費＋間接調査費× 90%＋解析等調査業務費 ×80%＋諸経費× <u>48%</u>

3 適用期日

令和2年4月1日